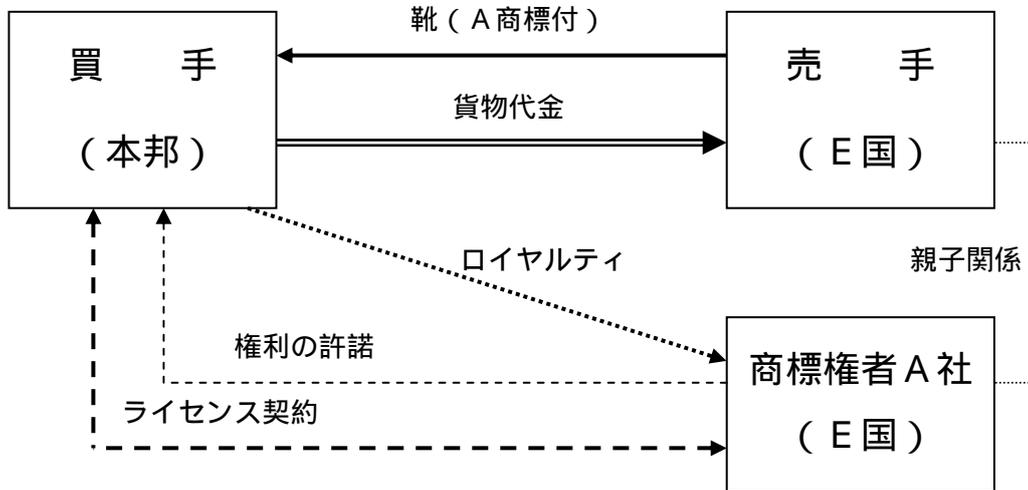


1. 売手と特殊関係にある商標権者に支払うロイヤルティ



【照会要旨】

当社（買手）は、商標権者であるA社とのライセンス契約に基づき、A商標の使用の許諾を受け、A社の子会社である売手からA商標が付された靴を購入（輸入）します。

当社は、売手に支払う輸入貨物の代金とは別に、A社とのライセンス契約に基づき、輸入貨物に付されているA商標の使用の対価として、ロイヤルティをA社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払うロイヤルティを、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入貨物に付されている商標の使用の対価としてA社に支払うロイヤルティは、輸入貨物に係るものであり、かつ、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められますので、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

輸入貨物に係る商標権の使用に伴う対価で、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものは、現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）がA社に支払うロイヤルティは、輸入貨物に付されている商標の使用の対価であることから、「輸入貨物に係る」と認められます。

また、そのロイヤルティは、売手の親会社である商標権者に対して支払われるものであり、その支払がない場合には売手は輸入貨物を買手に販売しないものと解されますので、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものと認められます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号

関税定率法施行令第1条の5第5項

関税定率法基本通達4-13(2)、(3)八、(4)八

関税評価に関する取扱事例について 事例31

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)